

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）

2011年12月

総務省

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012年●月改定）に基づき、2011年度における「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）の具体的な実施プロセス等の詳細について、以下のとおり定める。

なお、評価結果については、2012年6月目途で取りまとめ、意見招請を実施して最終的に確定する。

1 2011年度競争評価の基本的な考え方**1-1 定点的評価**

近年、無線の高速ブロードバンド化やスマートフォン等の端末の多様化が進展するとともに、それに伴い、いわゆるネットワークレイヤーとそれ以外のコンテンツ・プラットフォームや端末といった上位・下位レイヤーが相互に連携するなど、新たなビジネスモデルが登場しており、移動系のデータ通信に対する関心が高まってきている。

他方、従来の定点的評価では「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」、「法人向けネットワークサービス」の4領域を設定し、このうち、「移動体通信」領域においては音声通信（電話サービス）を中心に分析・評価を行ってきたところである。

このため、本年度の競争評価から、近年の市場動向を的確に反映させる観点から、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象とすることとし、これに併せ、定点的評価の領域の設定については、

- ①「音声通信（固定系、移動系）」
- ②「データ通信（固定系、移動系、ISP（固定系）」
- ③「法人向けネットワークサービス」

の3領域に再構成することとする。

さらに、上記の3領域における個々のサービス市場を具体的に画定し（「3 市場の画定」（P4）を参照）、分析・評価を行うに当たっては、特に、以下の点に留意しつつ実施することとする。

(1) データ通信(移動系)

移動系のデータ通信については、上述のとおり、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。

このため、移動系のデータ通信の市場を分析・評価するに当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービスや端末の市場の概況を把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係(資本関係、ネットワークレイヤーに対するオープン性(特定の端末向け、特定の電気通信事業者向け等)、利用者の電気通信事業者選択理由(上位・下位レイヤーのサービス・端末の存在等)等)について可能な限り把握することとする。

(2) データ通信(固定系)

固定系のデータ通信については、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH 市場がブロードバンド市場の中心的な存在となりつつあり、総務省においては「光の道」構想に関する基本方針¹にあるとおり、次世代ネットワーク(NGN)をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取り組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証を行うこととしている。

このため、FTTH 市場の分析・評価に当たっては、市場の規模、事業者別シェアや市場集中度、地理的市場、料金の推移等の従来の指標に加え、設備競争(設備面で見たと回線数、電柱・管路等の貸与実績等)やサービス競争の状況(光 IP 電話への移行状況、NGN 機能を利用したサービスの状況、事業者間取引(ダークファイバ貸出数、卸・接続の状況等)等)、都道府県別の分析(都道府県別のデータ、不採算地域における状況)について可能な限り把握することとする。

なお、上記(1)及び(2)については、主として、関係事業者や各種の事業者団体の公表資料とともに、関係事業者等や利用者へのアンケート調査等を中心に把握することとする。

1-2 戦略的評価

戦略的評価は、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、特定のテーマに焦点を当てるものとして2006年度から実施しており、本年度における具体的テーマについては、以下のとおりとする。

¹グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース「政策決定プラットフォーム」(2010年12月14日開催)において決定

(1) 移動系のデータ通信におけるビジネスモデルが多様化する中、特に、端末についてはここ数年、スマートフォンやタブレットPC等が登場し、急速に普及しつつあり、移動系のデータ通信の市場の動向を把握するに当たっても重要な要素であることも踏まえ、昨年度に引き続き、「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査分析」を取り上げることとする。

なお、分析結果については、定点的評価における移動系のデータ通信の分析評価においても適宜活用することとする。

(2) また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」²へのアプローチとして、FTTH市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。

2 情報収集

(1) 需要者(利用者)側からの情報収集

2011年度の情報収集は、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価、さらに戦略的評価について、「情報通信白書」、「通信利用動向調査」等における、総務省が従来から実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じ、アンケート調査(Web アンケート含む)も実施する。

(2) 供給者(事業者)側からの情報収集

2011年度は、これまでの競争評価の実績も踏まえつつ、「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域について、アンケート調査等に基づく情報収集を行う。また、戦略的評価のテーマについても、関係事業者等の協力を得ながら必要な情報収集に努める。

事業者等からの情報収集は、具体的には次のように行う。

- ① 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めない。

² 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(2011年12月20日 情報通信審議会答申)において、公正競争レビュー制度の検証の柱の一つとして設けられている。

- ② 報告規則で不足する情報は、競争評価独自の調査として必要に応じて収集する。
また、関係事業者等からのヒアリング等も活用する。

3 市場の画定

本年度における市場の画定については、従来の対象市場を一部踏襲しつつ、近年の情報通信技術（ICT）の進展及び市場構造の変化、これに伴う新たなビジネスモデルの登場も踏まえ、以下の図1～3のとおりとする。

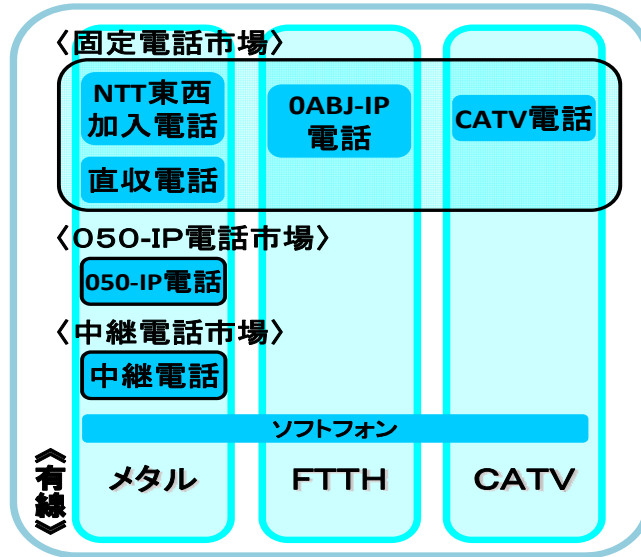
ただし、音声通信（固定系）における中継電話市場については、市場の規模が縮小傾向にあることを考慮し、またデータ通信（固定系）におけるADSL市場及びCATVインターネット市場については、市場の規模が縮小傾向にあること（ADSL市場）、原則1地域1事業者といった市場特性（CATVインターネット市場）を考慮し、いずれについてもデータ収集・分析に留め、評価はFTTH市場とともにブロードバンド市場全体の中で一体的に行うものとする。

なお、電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることは競争状況を的確に把握する上で適当ではないことから、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。

図1 音声通信(固定系、移動系)領域の市場画定

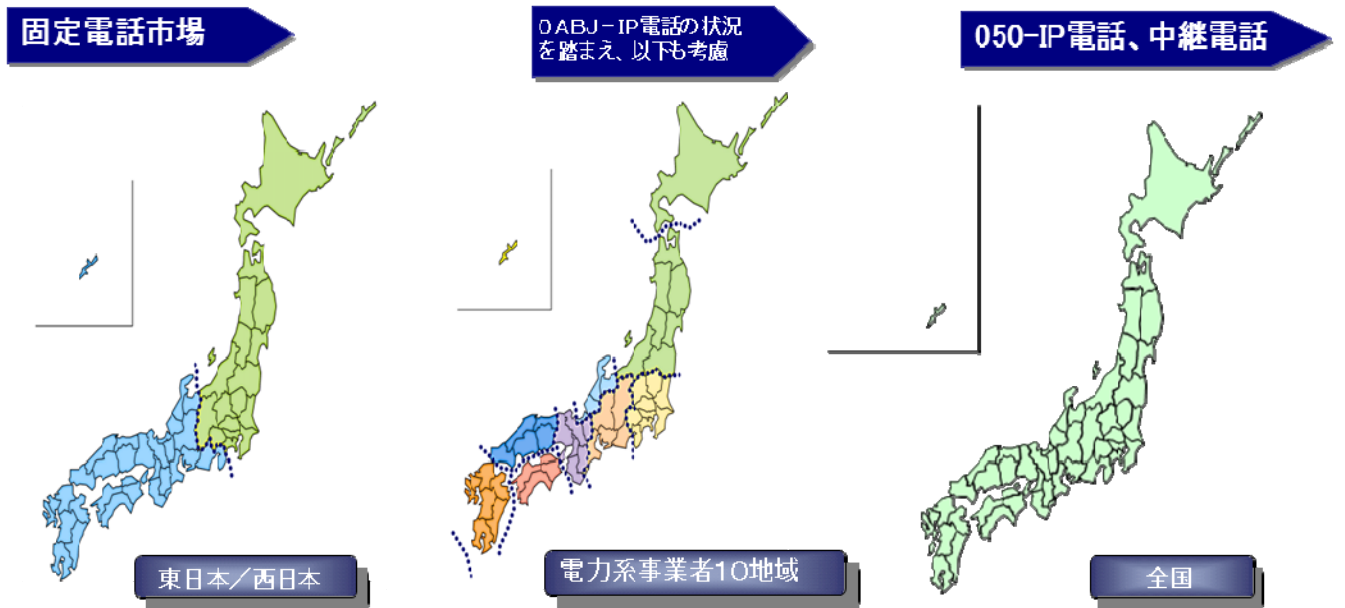
○ 音声通信(固定系)

<サービス市場>



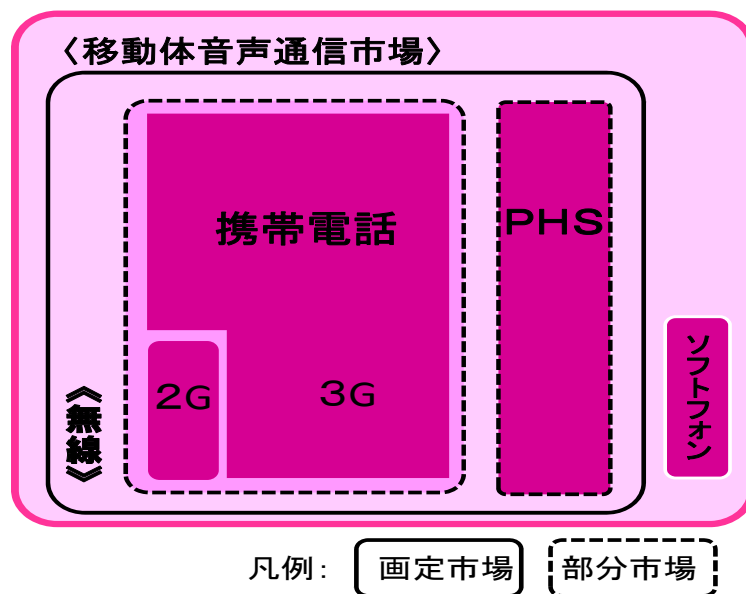
凡例: 画定市場

<地理的市場>



○ 音声通信(移動系)

<サービス市場>



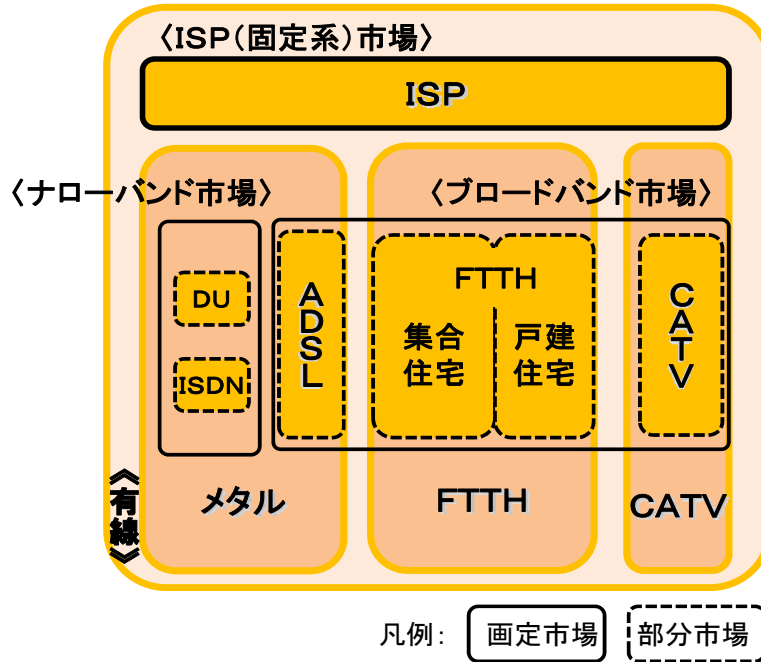
<地理的市場>



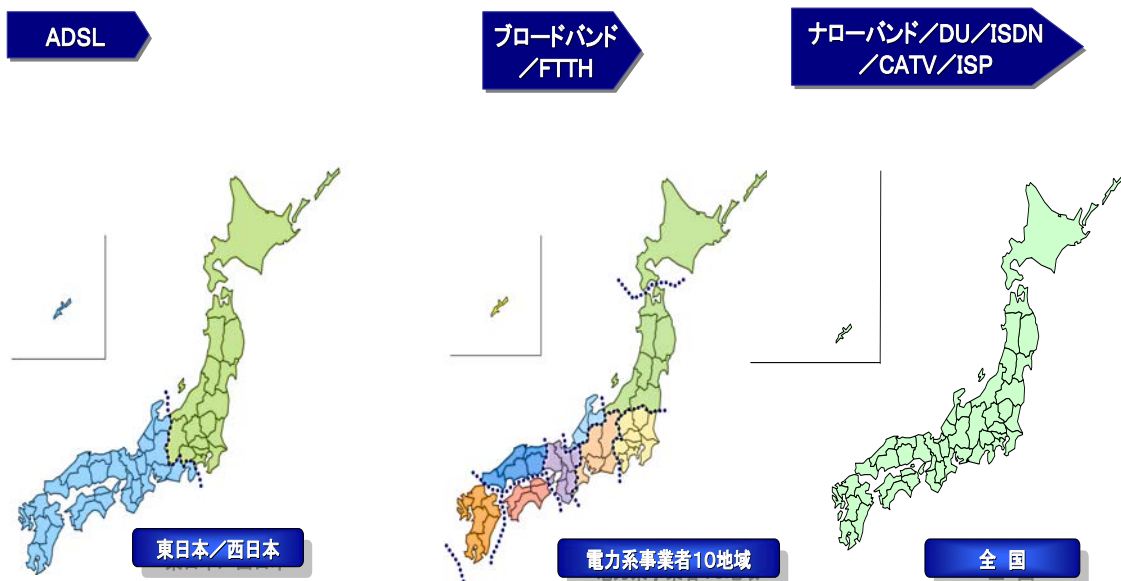
図2 データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))領域の市場画定

○ データ通信(固定系、ISP(固定系))

<サービス市場>



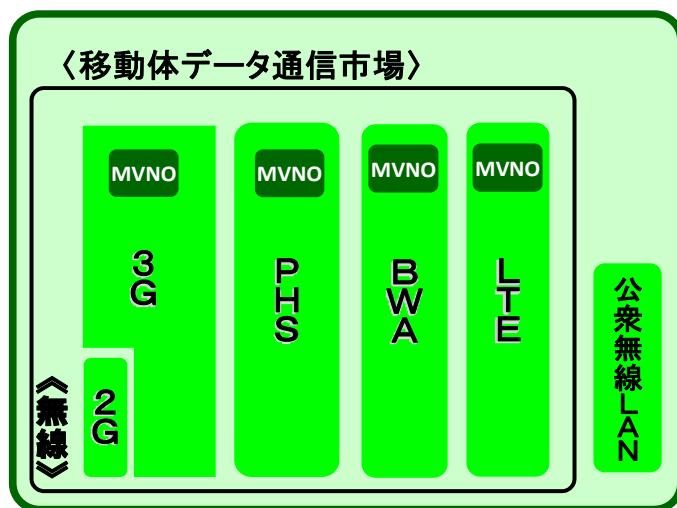
<地理的市場>



※FTTHについては、都道府県別の分析も併せて行う

○ データ通信(移動系)

<サービス市場>



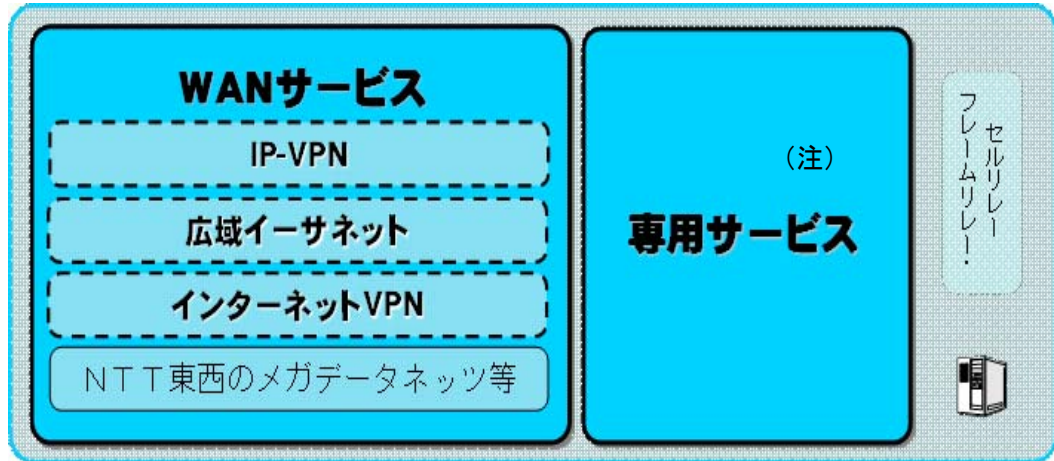
凡例: 画定市場

<地理的市場>



図3 法人向けネットワークサービス領域の市場画定

<サービス市場>



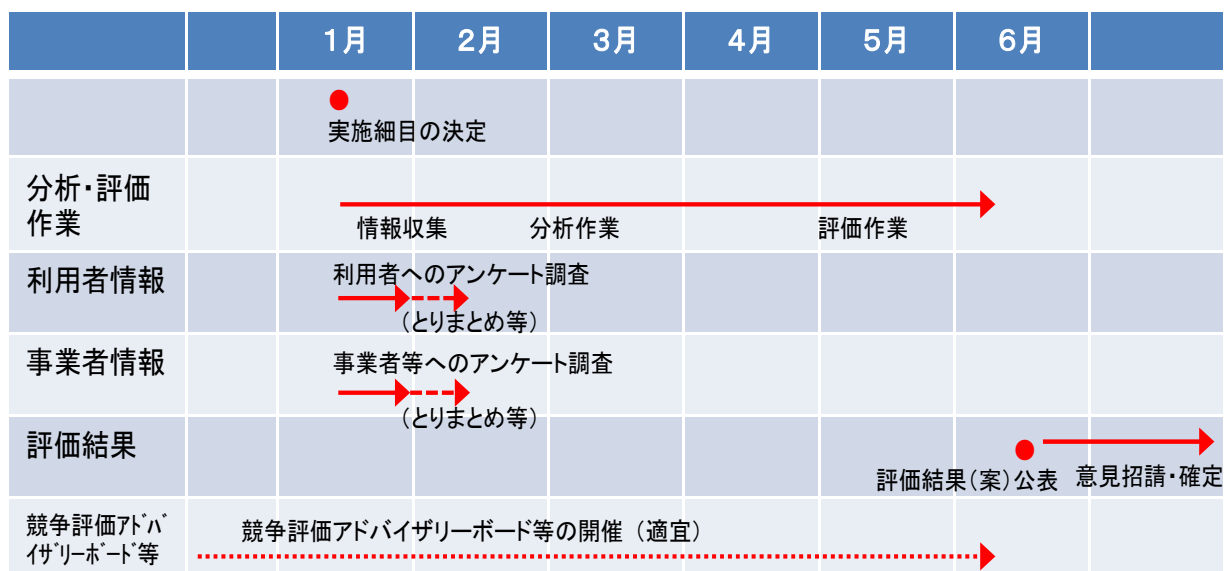
(注) 接続専用回線(他の電気通信事業者の足回り回線用として多く提供される)を除いた指標も分析・評価。 凡例: 画定市場 部分市場

※ 地理的市場は、全国とする。

4 実施スケジュール

本実施細目について意見招請の結果も踏まえて決定した後、2012年1月頃から情報収集活動を含めた具体的な分析・評価の作業を開始することとし、同年6月を目途に本年度の評価結果(案)を公表し、意見招請を経て、速やかに確定することとする。この間、利用者や事業者等へのアンケート調査を行う(1月頃、追加的な調査が必要な場合は関係事業者等に個別に依頼することもあり得る)。

なお、実施細目や評価結果(案)の意見招請等に伴い、適宜、必要に応じ、競争評価アドバイザリーボードや関係事業者説明会を開催する(下図参照)。開催内容の詳細についてはその都度周知する。



需要者(利用者)側から収集する情報とその取扱い

1 情報収集の基本的考え方

需要者(利用者)側から収集する情報は、サービスや機能の需要の代替性を図る上で重要なデータである。

したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、市場の競争状況の分析に活用するとともに、最終的な評価結果にも反映する。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

2 情報収集の方法

総務省が実施している調査の結果を活用するとともに、必要に応じてWebアンケート等を実施する。なお、収集する情報の内容は別紙1のとおりである。

利用者側から収集する主な情報

I 固定電話関連

① 固定電話サービスと固定系インターネット接続回線サービスの関係性

- ・ 利用しているサービスの組合せ

② 番号ポータビリティ

- ・ 番号ポータビリティに関する認知度
- ・ 利用状況

II ISP関係

① ISPサービスとFTTHサービスの関係性

- ・ 利用しているサービスの利用しているサービスの組合せ

III 移動体通信関連

① 回線契約状況

② 端末の保有状況

③ 料金関係

- ・ 各種設定料金、割引制度の利用状況

④ MVNOサービス

- ・ MVNOサービスに関する認知度
- ・ 利用状況

⑤ SIMロック解除

- ・ SIMロック解除に関する認知度
- ・ 利用状況

⑥ 番号ポータビリティ

- ・ 番号ポータビリティに関する認知度
- ・ 利用状況

⑦ ネットワークレイヤーと上位・下位レイヤーとの関係

- ・ 回線契約を行う際の選択基準

⑧ 端末レイヤー

- ・ 端末を選択する際の基準

⑨ コンテンツ・アプリケーションレイヤー及びプラットフォームレイヤー

- ・ サービスの利用状況

⑩ ソフトフォンの動向

- ・ 利用状況

供給者(事業者)側から収集する情報とその取扱い

1 情報収集の基本的考え方

「音声通信(固定系、移動系)」、「データ通信(固定系、移動系、ISP(固定系))」、及び「法人向けネットワークサービス」の各領域に関する情報を、事業者等から収集する。

収集する情報は、報告規則によって収集されるもの以外の情報を想定しており、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各事業者に対して提出を求める。

また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。

なお、競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

2 報告規則に基づく情報(各事業者に提出を求めない情報)

報告規則によって各事業者から提出されている情報で、競争評価の分析に用いるものは、別紙2のとおりである。

3 報告規則以外の情報(各事業者等に提出を求める情報)

競争状況の分析を行うために必要な情報については、各事業者等の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。なお、収集する情報の内容は別紙3のとおりである。

収集方法については、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリングを通じて各事業者等から情報を収集することとする。

報告規則に基づく情報

対象サービス	用いる情報
加入電話・ISDNサービス	契約数 → 都道府県別 通信量 → 着信サービス別
携帯電話・PHSサービス	契約数 → 都道府県別 通信量 → 着信サービス別 仮想移動電気通信役務 ³ 提供事業者 → 契約数
IP電話サービス	利用番号数 → 050、0AB～J番号別 通信量 → 着信サービス別
インターネット接続サービス	契約数 → プラン別
FTTHアクセスサービス	契約数 → 都道府県別、共同住宅等とそれ以外別、契約約款等に定める最大通信速度別 設備数(回線数) → 都道府県別
DSLアクセスサービス	契約数 → 都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別
CATVアクセスサービス	契約数 → 都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別
FWAアクセスサービス	契約数 → 都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別

³ 「その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務(当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る)」(電気通信事業報告規則第2条第1項において定める様式第3注3)

BWAアクセスサービス	契約数 → 都道府県別
3. 9世代携帯電話端末 パケット通信サービス	契約数 → 都道府県別
携帯電話・PHSパケット 通信アクセスサービス	契約数 → 全国計 仮想移動電気通信役務提供事業者 → 契約数
携帯電話・PHSインター ネット接続サービス	契約数 → 全国計 仮想移動電気通信役務提供事業者 → 契約数
IP-VPNサービス	端末回線数 → 全国計、国内端末回線に限る
広域イーサネットサービス	端末回線数 → 全国計、国内端末回線に限る
専用サービスの契約数	回線数 → 都道府県別
公衆無線LANサービスの 契約数	契約数 → 全国計
加入者系伝送路設備の 回線数	回線数 → 単位指定区域別、種類別

事業者側から収集する主な情報

I 固定電話関係

① IP電話の利用番号数

- ・ 050番号数
(移動体用/固定用、利用者向け/事業者向け別)
- ・ 0AB～J番号数
(利用者向け/事業者向け別)

② 0AB～J番号(IP電話)の都道府県別利用番号数

- ・ 0AB～J利用番号数
(利用者向け/事業者向け別)

③ 番号ポータビリティ利用者数

II FTTH関係

① 不採算地域への参入状況

- ・ 自治体IRUにおけるサービス提供状況
(都道府県別、箇所数、回線数)

② 事業者間取引の状況

- ・ 相互接続契約に基づく光ファイバ提供状況
(事業者数、貸出数(都道府県別、中継系/端末系別)提供料金)
- ・ 卸役務契約に基づく光ファイバ提供状況
(事業者数、貸出数(都道府県別、中継系/端末系別)提供料金)

③ NGNサービスの提供状況

- ・ 契約数
(都道府県別、戸建て+ビジネス/集合住宅別)
- ・ 提供可能な集合住宅数
(都道府県別)

Ⅲ 移動体通信関係

① 端末種類別の契約数

- ・ 契約数
（音声通話可能な端末/データ通信専用端末別）

② 端末種類数

- ・ 発売端末種類数
- ・ 上記のうち、SIMロック解除可能な端末種類数

③ SIMロック解除件数

④ フィーチャーフォン・スマートフォン向け料金体系（データ通信）

- ・ 完全定額パケットサービスの提供状況
（月額料金、契約者数）
- ・ データ通信量が特に多いユーザーへの対応状況

⑤ 通信モジュール（M2M等）

- ・ サービスの提供状況
（月額料金、契約数、利用例）

⑥ コンテンツ

- ・ 公式サイト数
- ・ 自社キャリアマーケットにおけるコンテンツプロバイダ数

⑦ 相互接続（音声通信）

- ・ 接続料金区分別の適用額

⑧ MVNO関係

- ・ MNO—MVNO間の契約状況
（契約形態、接続料/卸料金）
- ・ MVNO提供サービスの契約プラン
（月額料金、契約数、利用形態）

⑨ 販売網関係

- ・ 直営店数
- ・ 一次代理店数
- ・ Web 販売サイト数

⑩ 番号ポータビリティ利用者数

⑪ 公衆無線LAN関係

- ・ 公衆無線LAN基地局数
(都道府県別、設置箇所類型別)